令和７年度医療費データ等統計・分析業務委託に係る

公募型企画競争審査会設置要綱

令和７年２月１８日

事務局長決裁

　（設置）

第１条　秋田県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が発注する医療費データ等統計・分析業務の委託業者を選定するに当たり、業者から提案された企画内容の審査等を行うため、医療費データ等統計・分析業務企画競争審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

　（組織）

第２条　審査会の委員は次のとおり広域連合職員で構成する。

|  |
| --- |
| 所属・職名等 |
| 事務局長、次長、総務課長、業務課長、総務課長補佐及び業務課長補佐 |

　（委員長）

第３条　審査会に委員長を置き、事務局長をもって、これに充てる。

２　委員長は、審査会を代表し、会務を総理する。

３　委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

　（所管事項）

第４条　審査会は、次に掲げる事項を審議する。

（１）審査基準及び審査方法に関すること。

（２）業者の企画提案の審査及び評価を行い、医療費データ等統計・分析業務の実施に最も適した者を選定すること。

　（会議）

第５条　審査会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

２　会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

３　委員長は、審査のため必要があると認めるときは、関係者に対して出席を求めてその意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

４　会議における議事の決定は、出席委員の過半数で行い、可否が同数となった場合は、委員長が決するところによるものとする。

　（庶務）

第６条　審査会の庶務は、広域連合事務局業務課事業企画班が行う。

　（補足）

第７条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が委員に諮って定めるものとする。

附　則

　　　この要綱は、令和７年２月１８日から施行する。